

東御市文化会館

利用のご案内



利用の申し込み

申請者が直接ご来館ください。電話、郵送での申し込み、仮押さえはお受けできません。印鑑（団体印・代表者印）を忘れずにご持参ください。

◆受付期間

▶ ホール、楽屋及び展示室、並びにホール又は展示室と併せて利用する場合のリハーサル室、練習室及び会議室については、利用日の前1年にあたる日の属する月の初日から利用日の1月前まで。ただし、専ら練習を目的に利用する場合は、利用日の前2月にあたる日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から1月前まで。

▶ リハーサル室・練習室・会議室・・・利用日の前1月にあたる日から利用日の前日まで。

◆受付時間

▶ 午前9時～午後5時30分

◆休館日

▶ 月曜日(祝日の翌日)
▶ 12月28日から翌年1月4日まで。
▶ 設備保守のため、臨時に休館することがあります。

◆開館時間

▶ 午前9時～午後6時まで
※夜区分(午後6時00～午後10時00分)までの利用予約のある場合は閉館時間を午後10時00分までを上限として延長します。

◆利用料金と納入方法

▶ 各施設の利用料金は別表のとおりです。
▶ ホール、展示室等の利用料金は、指定期限までに納めてください。利用料金納入後、利用許可書を発行します。

▶ リハーサル室、練習室、会議室の利用料金は、利用申し込みの際納めてください。

▶ 付属設備(備品・冷暖房)の利用料金は利用終了後に納めてください。

◆利用許可の制限及び取り消し

次の場合は、施設の利用許可はできません。
▶ 風紀または秩序を乱し、公益を害する恐れがあるとき。
▶ 施設や付属設備等をき損または汚損する恐れがあるとき
▶ その他、管理上不適当と認められたとき。
次の場合は、すでに利用許可を受けているときでも、利用の取り消し又は停止をすることがあります。
◇ 文化会館の条例施行規則に違反したとき。
◇ 利用の許可に付した条件に違反したとき。

◆利用の譲渡等の禁止

▶ 利用許可を受けた施設や設備を、利用目的以外に利用したり、利用権を譲渡、転貸することはできません。

◆利用形態を変更する時

▶ 利用許可を受けた後、利用の形態等を変更する場合はただちに変更を申出てください。

利用の前に

◆打合せ

▶ ホール・展示室を利用するときは、利用日の15日前までに舞台、設備、警備などについて、舞台の進行スケジュールを提出するとともに、会館職員と十分な打ち合わせを行ってください。

◆施設利用に必要な人員

▶ 利用者(主催者)は必ず会場責任者を置いてください。
▶ 入場者の整理や案内、放送、もぎり、接待、駐車場の整理などに必要な人員は、利用者が手配してください。さらに、事故等の発生に備え、観客の避難誘導、緊急連絡、緊急措置について会館職員と打合せをしてください。

◆専門技術者

▶ 催し物によっては舞台、照明、音響の専門技術者を利用者に用意していただくことがあります。事前に細部にわたり会館職員と打合せをしてください。

利用にあたって

利用後は後片付けをきちんと行い、ゴミはお持ち帰りください。

◆利用当日の手続き

▶ 利用当日、利用者は必ず利用許可書を会館事務室へ提出し、会館職員の指示に従ってください。

◆利用時間

▶ 許可された利用時間には、搬入から搬出・後片付けまでの時間を含みますので時間内にすべてを終了するようにしてください。

◆ホール等での飲食、喫煙の禁止

▶ ホール・展示室・リハーサル室・練習室での飲食、並びに会館内での喫煙は固くお断りします。

◆収容人員の厳守

▶ ホールでの催し物について、消防法上、収容定員(762名)を超えて入場することはできません。

◆舞台の利用

▶ 舞台、照明、音響などの設備、備品の利用、操作については、会館職員の指示に従ってください。

◆湯茶の利用

▶ 湯飲み茶碗、急須、ポット等は備えてありますが、お茶は利用者が用意してください。

◆広告

▶ ポスター、チラシ、入場券等には、責任の所在をはっきりさせるため、利用の許可を受けた人を主催者として明記してください。

◆楽屋の利用

▶ 盗難防止のため、空き部屋にするときには、必ず施錠してください。楽屋等での盗難等については、会館では一切責任を負いません。

◆展示室の利用

▶ 展示品の搬入、搬出は利用時間内に済むように計画してください。

利用の取りやめ

いったん納めていただいた利用料金は、利用者の都合で取り消してもお返しできません。ただし、利用日前に取り消しを申し出て認められたときは、利用料金の一定額をお返しします。

(ア) 利用者の責任によらない理由で利用できなくなったとき・・・100分の100
(イ) ホール、楽屋及び展示室並びにホール又は展示室とあわせて利用する場合のリハーサル室、練習室及び会議室
◇ 利用日前6月までに利用申し込みを取り消したとき・・・100分の75
◇ 利用日前1月までに利用申し込みを取り消したとき・・・100分の50
(ウ) リハーサル室・練習室及び会議室
◇ 利用日前7日までに利用申し込みを取り消したとき・・・100分の50
(エ) (ア) (イ) (ウ) 以外で、特別の理由があるとき・・・市長がその都度定める率

東御市文化会館 (サンテラスホール)

指定管理者：特定非営利活動法人 Js 文化フォーラム

〒389-0515 長野県東御市常田 505-1

TEL (0268) 62-3700(代)

FAX (0268) 62-3262

ホームページ：http://sun-terrace.jp

お問い合わせ：info@sun-terrace.jp

利用料金表

区 分		利 用 料 金						
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	
ホ ー ル	入場料を徴収しないで利用する場合	平 日	14,250 円	21,380 円	26,480 円	35,640 円	47,870 円	62,120 円
		(土・日)及び休日	16,290	25,460	30,550	41,750	56,010	72,310
	1,000 円以下の入場料を徴収して利用する場合	平 日	18,330	28,510	33,610	46,850	62,120	80,460
		(土・日)及び休日	21,380	33,610	38,700	55,000	72,310	93,700
	1,000 円を超え 3,000 円以下の入場料を徴収して利用する場合	平 日	24,440	36,660	43,790	61,110	80,460	104,900
		(土・日)及び休日	27,500	41,750	48,880	69,250	90,640	118,140
3,000 円を超える入場料を徴収して利用する場合	平 日	28,510	43,790	52,960	72,310	96,750	125,270	
	(土・日)及び休日	32,590	49,900	59,070	82,500	108,980	141,570	
楽屋 1、楽屋 2、楽屋 3 (各部屋)		500	610	710	1,120	1,320	1,830	
楽 屋 4		810	910	1,010	1,730	1,930	2,750	
リ ハ ー サ ル 室		1,520	1,830	2,030	3,360	3,870	5,390	
練 習 室		1,320	1,620	1,830	2,950	3,460	4,780	
各 会 議 室		1,010	1,220	1,420	2,240	2,640	3,660	
展 示 室		3,050	3,050	3,050	6,110	6,110	9,160	

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで(2に規定する休日を除く)をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会議整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 入場料の額に二項目以上の区分がある場合は、そのもっとも高い額を入場料として、この表を適用する。
- ホールを「入場料を徴収しないで営業のために利用する」場合の利用料金の額は、この表の入場料を徴収しないで利用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とし、ホール以外を営業に利用する場合の利用料金の額は、この表に区分に従い、当該区分に定める額の100分の300に相当する額とする。
- ホールを入場料を徴収して利用する場合、別表の減免は適用されない。
- ホールを専ら練習又は準備のために利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額(5に該当する場合にあっては、5において算出された額)の100分の60に相当する額とする。
- 許可された利用時間を超過して利用する場合の利用料金の額は、超過時間1時間について、市長が別に定める額の100分の120に相当する額とする。
- 8において算出する利用料金の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。

利用料金の減免率(別表)

利用者区分	ホ ー ル 等 利 用 料 金 の 減 免 率				付属設備・備品等を利用する場合の利用料金の減免率	冷・暖房を利用する場合の利用料金の減免率
	ホール及び楽屋	リハーサル室及び練習室	展示室	会議室		
東御市、東御市教育委員会、指定管理者、上田地域定住自立圏内幼保小中(市又は教育委員会共催時)国・地方公共団体(市又は教育委員会共催時)	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100
上田地域定住自立圏内幼保小中	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100
東御市文化協会及び加盟団体、上田地域定住自立圏内の学校教育法第1条に規定する学校、上田地域定住自立圏外幼保小中	100分の50	100分の50	100分の50	100分の50	通常料金	通常料金
上田地域定住自立圏外の学校教育法第1条に規定する学校、東御市スポーツ協会及び加盟団体、市内の社会教育団体、社会福祉団体、その他公共団体、市内の企業、事務所、個人	100分の25	100分の25	100分の25	100分の25	通常料金	通常料金
上記のほか市長が特に必要があると認めるとき	その都度定める	その都度定める	その都度定める	その都度定める	その都度定める	その都度定める

付属設備・備品等の利用料金

区 分	単 位	利 用 料 金 (円) (1区分当たりの料金)		
舞 台 設 備 ・ 舞 台 所 作 台 (花 道 を 含 む)	舞台所作台(花道を含)	1式 8,140		
	松竹羽目	1式 1,010		
	金屏風	1双 1,520		
	仮設鳥屋囲	1式 1,010		
	緋毛せん	1枚 200		
	上敷ござ	1枚 100		
	地がすり	1枚 1,520		
	効果用幕	1枚 810		
	音響反射板	1式 4,070		
	オーケストラ台	1式 2,030		
	平台	1台 200		
	演台(司会卓,脇台,花台含)	1式 500		
	パレエ用シート	1巻 500		
	効果用マシン	1台 500		
照 明 設 備	照 明 セ ッ ト	Aセット(50KWまで)	1式 10,180	
		Bセット(100KWまで)	1式 20,370	
		Cセット(150KWまで)	1式 30,550	
		Dセット(200KWまで)	1式 40,740	
			※上記以上50KW毎10,000円加算(KW)	
	パーライト	1台 250		
	ハロゲンスポットライト(500W)	1台 250		
	ハロゲンスポットライト(1KW)	1台 300		
	ハロゲンスポットライト(1.5KW)	1台 350		
	カッタースポットライト	1台 300		
	クセノンピンスポットライト	1台 3,050		
	ストリップライト	1台 300		
	効果用スポット	1台 710		
	先 玉	1台 200		
舞 台 用 フ ッ ト ラ イ ト	舞台用フットライト	1式 500		
	花道フットライト	1式 300		
	ストロボ	1式 710		
	ミラーボール	1台 710		

区 分	単 位	利 用 料 金 (円)
音 響 設 備	マイクロフォン	1台 610
	3点吊マイクロフォン	1基 1,010
	ワイヤレスマイクロフォン	1台 1,010
	ステージスピーカー	1式 1,010
	跳返りスピーカー	1式 1,010
	可搬型ミキサー	1式 1,010
	可搬型グラフィックイコライザー	1台 500
	可搬型エフェクター	1台 500
	カセットテープレコーダー	1台 500
	CDプレーヤー	1台 500
	MDレコーダー	1台 500
	ビデオデッキ	1台 500
	DVDプレーヤー	1台 500
	拡声装置	1式 3,050
楽 器	ピアノ(スタインウェイD-274)	1台 10,180
	ピアノ(ヤマハCFIII)	1台 5,090
	大太鼓	1台 500
そ の 他	映写機	1台 2,030
	映写スクリーン	1枚 1,010
	プロジェクター	1台 2,030
空 調 費	ホール	1時間 6,110
	楽屋1,2,3	1時間 50
	楽屋4	1時間 100
	リハーサル室	1時間 200
	練習室	1時間 200
	会議室1,2,3	1時間 200
持 込 電 源	展示室	1時間 200
	電気器具の定格消費電力の合計が1KWまでごとに	1区分 300